

第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 (令和元年 12 月 20 日閣議決定) 抜粋

【本論】第 2 期における地方創生

第 2 章 第 2 期における施策の方向性

【基本目標 4】

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

(2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

(中略)

特に、2019 年のラグビーワールドカップ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を一過性のイベントとして終わらせず、各地域が特色ある「スポーツ・レガシー¹」の構築を進めることが重要であり、これにより新たな地方創生の活路を拓くものとする。

④スポーツ・健康まちづくり

「スポーツ・レガシー」をスポーツ・健康まちづくりにつなげるためには、スポーツを活用した経済・社会の活性化、スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防に向けた取組の推進、自然と身体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換、の 3 つの視点が考えられる。この 3 つの視点を軸にしつつ、アーバンスポーツなど新たな動きや民間スポーツ施設の公共的利用の可能性も視野に入れ、地域でのスポーツツーリズムの推進、集客力を有するスタジアム・アリーナなどの施設の有効活用等を進めるとともに、誰もがスポーツに親しみ、健康増進が期待できるまちの実現等に向けた各地での取組の深化を図る。

このようにスポーツ・健康まちづくりには多様な視点があり、様々な主体が連携して取組を進める必要があることから、首長も含めた地方公共団体職員をはじめとする幅広い関係者が連携・協働し、「地方公共団体をあげて取り組む」ことが不可欠であり、各地域における取組の更なる推進のための具体的方策について、関係省庁が一丸となって検討を進める。

また、高齢者等が少しでも長い期間、健康を謳歌できるよう、まちのコンパクト化や居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出により、高齢者等が自然と外出することを促し、介護予防にも資することが重要である。

¹ 各地域が「スポーツの持つ潜在的で多様な価値」を積極的に引き出して様々な社会課題の解決に取り組み、こうした社会課題の解決を含む様々なスポーツ関連領域で活躍する優秀な人材の継続的な育成・輩出を目指すこと。

【付属文書】政策パッケージ

基本目標4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-1. 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

④スポーツ・健康まちづくり

(スポーツを活用した経済・社会の活性化)

i スポーツを活用した経済の活性化

(a) 地域内外の多様な主体が一体となってスポーツによる地域活性化に取り組む「地域スポーツコミッション」の設置や、地域おこし協力隊等との更なる連携によるスポーツを核とした新たな取組の創出を支援する。また、「地域スポーツコミッション」等が行う地域の独自性も活かした大会・合宿の誘致などの活動を一層促進するとともに、地方公共団体に対して国内外の国際競技大会等の招致・開催の好事例等に関する情報を提供する。

(スポーツ庁参事官(地域振興担当)、国際課)

(b) 訪日外国人からも高いニーズがある「アウトドアスポーツ」及び「武道」を新たな観光コンテンツにするため、地域での受入体制の整備、地方への誘客拡大に向けた一体的なプロモーションを実施する。

(スポーツ庁参事官(地域振興担当))

(c) 「アウトドアスポーツ」を振興する事業主体が活動しやすいよう、各種申請の簡素化を含め、誰もが「アウトドアスポーツ」に親しめる環境づくりを推進する。

(スポーツ庁参事官(地域振興担当))

(d) スタジアム・アリーナなどの集客力を有する施設を地域資源と捉え、施設に関わる多様な主体が一体となって、スタジアム・アリーナを核としたまちづくりに関する取組を支援する。

(スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当)、内閣府地方創生推進室、経済産業省商務・サービスグループサービス政策課、国土交通省都市局まちづくり推進課、市街地整備課、公園緑地・景観課)

(e) プロスポーツチーム等を活用した地域活性化や社会課題の解決を促進するため、プロスポーツチーム等の魅力向上を図りつつ、地域の多様な主体が連携した特色ある取組を支援する。また、こうした取組を加速させるため、プロスポーツチーム等が有する情報発信力、ひとや企業をつなげるハブ機能などのリソースと他産業が有するリソースの融合により新たな財・サービスの創出を目指す地域版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)の構築を促進する。

(経済産業省商務・サービスグループサービス政策課、スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当))

■工程表

	2020年度	2021年度	2022~2024年度
取組内容	(a)地域スポーツコミッションの設立等を支援	左記とともに、更なる関係者の連携によりスポーツを核とした新たな取組の創出を促進	
	(a)地域スポーツコミッション等が行う大会・宿泊の誘致などの活動を一層促進 地方公共団体に国内外の国際競技大会等の招致・開催の好事例等に関する情報を提供		
	(b)モデルとなる取組を創出するため、インバウンド誘客に重点化した受入環境整備、国外プロモーションを実施	モデルとなる取組の横展開の促進、更なる誘客に向けた一体的なプロモーションを実施	
	(c)アウトドアスポーツ大会の開催に関する支援を行うとともに、大会開催に係る許可申請等が円滑に行われるよう、関係者の意識啓発などの取組を実施 (d)スタジアム・アリーナについて、構想・計画の策定や設備投資等の支援を実施 (d)地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定基準に基づき対象施設を選定 (e)プロスポーツチーム等が有する情報発信力、ひとや企業をつなぐハブ機能等を地域の多様な主体が活用するためのプラットフォーム構築等を支援		

ii スポーツを活用した社会の活性化

(a)東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に来訪する大会参加国・地域と地方公共団体が人的、文化的、経済的交流を行うホストタウンの取組を推進する。また、大規模スポーツ大会の開催やホストタウン等に取り組む官民連携横断的組織を常設で通年型の取組を行う地域スポーツコミッション等に発展させることにより、継続的なスポーツによる地域・経済の活性化を推進する。さらに、プロや社会人スポーツチームの存在とその活躍は、地域のブランド力向上やアイデンティティの構築、コミュニケーションの活発化にも大いに貢献することから、プロスポーツチーム等を活用した地域の取組を啓発する。

(内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局、スポーツ庁参事官(地域振興担当))

(b)学生アスリートなどの人材や施設など豊富なスポーツ資源を持つ地方大学を核とした地域貢献・地域活性化を推進する。また、全国的な統括組織である大学スポーツ協会(UNIVAS)を支援し、その事業やネットワークを最大限活用する。

(スポーツ庁参事官(地域振興担当))

■工程表

	2020年度	2021年度	2022~2024年度
--	--------	--------	-------------

取組 内容	(a)ホストタウン等に取り組む組織を地域スポーツコミッションに発展させるための取組を支援	コミッションの新規設立支援やプロスポーツチーム等を活用した継続的な取組の創出を啓発
	(b)大学スポーツアドミニストレーターの配置や地域活性化に係る大学への支援及び UNIVAS の支援を実施	新たな支援を検討・実施

(スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防に向けた取組の推進)

iii 生活の中にスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ」の実現

(a)地域の特色も踏まえ、子どもや若者、高齢者、ビジネスパーソンといった対象に応じたスポーツ実施の在り方を整理し、各分野に合ったスポーツ実施率の向上や運動・スポーツの習慣化に向けた推進体制を構築する。

(スポーツ庁健康スポーツ課)

(b)健康への無関心層の取り込みを見据え、日本医学会や健康経営会議、次世代ヘルスケア産業協議会等との連携を強化する。

(スポーツ庁健康スポーツ課、経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課、厚生労働省健康局健康課)

■ 工程表

	2020 年度	2021 年度	2022～2024 年度
取組 内容	(a)各分野におけるスポーツ実施率の向上に向けた推進体制を構築	各分野における課題を整理し、推進体制での議論を踏まえた解決策を実施	
	(b)各会議体への相互参画を図るとともに、会議体間における新たな連携強化策を検討		左記の検討内容を踏まえ、必要な対応を実施

iv 年齢、性別、障害の有無に関わらず誰もがスポーツに親しめる環境整備

(a)総合型地域スポーツクラブの質的充実を図るとともに、スポーツ少年団との連携による複数種目のスポーツ活動の実施や、スポーツ推進委員の利活用等により、多種目・多世代・多志向に応じたスポーツ実施環境を提供する。

(スポーツ庁健康スポーツ課)

(b)公共スポーツ施設において、個別施設計画の策定・推進や成果連動型民間委託契約方式 (PFS/SIB) など多様な PPP/PFI の導入を推進するとともに、指定管理者制度の適切な運用を促進し、効率的で柔軟な施設整備・管理運営を推進する。また、個人や企業等が所有するスポーツ施設や運動広場についても、一般開放を通じて地域のスポーツの場として公共的な役割を果たし、地方公共団体が認定等により利用料金を一部助成したり、固定資産税を減免している事例がある。こうした事例を踏まえ、地域の実情に応じ、地域のスポーツ資源を公共的な観点から活用する取組を促進するための方策を検討する。

(スポーツ庁参事官(地域振興担当)、参事官(民間スポーツ担当))

(c)地域の実情に応じた身近なスポーツの場づくりを進めるため、学校体育施設について多様な主体と連携した持続可能な仕組みによる活用を促進するとともに、ショッピングモールなどの民間商業施設など多様な空間を活用する効果的な取組を促進する。また、地域包括ケア施策との連携も図る。

(スポーツ庁参事官(地域振興担当)、健康スポーツ課、参事官(民間スポーツ担当))

(d)スポーツをする際に重要となる指導者や場所の検索が可能なポータルサイトの活用等により、地域におけるスポーツ施設等の利活用に向けた環境整備を行う。

(スポーツ庁健康スポーツ課、参事官(地域振興担当)、参事官(民間スポーツ担当)、経済産業省商務・サービスグループサービス政策課、内閣官房 IT 総合戦略室)

(e)障害者や子育て中の女性など、様々な理由によりスポーツの実施が難しい方々を含めた多くの方々に、ホームページなどの広報媒体を活用し、スポーツの価値や楽しさ、健康維持の取組などの情報を発信するとともに、各々がスポーツを実施できる環境を整備する。また、適切で効果的な運動・スポーツの実践に向け、健康スポーツ医等と健康運動指導士等が連携した取組を実施する。

(スポーツ庁健康スポーツ課、厚生労働省健康局健康課、社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

(f)スポーツ関係者と医療機関等の関係者との間で、スポーツ施設や運動・スポーツ指導者等の連携・情報共有を促進するとともに、医療機関等を受診した者等が適切なプログラムに基づいて安全・効果的に運動・スポーツを実践できる仕組みを構築する。

(スポーツ庁健康スポーツ課、厚生労働省健康局健康課)

(g)教師の負担軽減等の観点から、部活動指導員の活用を促進するとともに、地域の実態に応じて、子供が日常的にスポーツに親しむことができるよう、持続可能な運動部活動の実現や、地域におけるスポーツ環境の充実を図る。

(スポーツ庁政策課学校体育室、健康スポーツ課)

■工程表

	2020 年度	2021 年度	2022～2024 年度
取組 内容	(a)多様目・多世代・多志向に応じたスポーツ実施環境を提供できるよう、引き続き、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員を適切に活用する方策の検討及び実施 (b)公共スポーツ施設の整備・管理運営に関するセミナー等を通じた官民連携の促進 (b)民間スポーツ施設等の地域スポーツ資源を活用した取組に関する事例収集、促進方策の検討		
	(c)学校体育施設の有効活用に関する手引きの策定	先進事例の形成と横展開	
	(c)ショッピングモール等を所有する民間事業者等とともに、スポーツの場としての提供を検討		
	(d)プラットフォーム運営に係る各種検討やマッチング機能及び実証地域の拡充を検討	各種機能の充実や実証地域の拡大を実施	
	(e)スポーツ・健康に係る有益な情報を発信するとともに、安全なスポーツ環境の整備を図る		
	(f)地域のスポーツ関連情報を医療関係者へ提供する仕組みや連携体制を検討	左記の検討内容を踏まえ、必要な対応を実施	
	(g)運動部活動の取組状況に係るフォローアップを行いつつ、部活動指導員の活用など地域の実情に応じたスポーツ環境が整備されるよう取組を促進	左記に加え、効果的な取組事例を普及し、地域の実情に応じた取組を更に促進	

v 健康増進・病気予防に向けた（新たな）取組の展開

(a)2019年度に内閣府が策定するアクションプランに基づき健康・医療及び介護分野での成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の普及を促進する。

（経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課）

(b)地域版次世代ヘルスケア産業協議会などの場を活用しつつ、スポーツ及び健康へのリテラシーを向上させるための環境を整備するとともに、企業や地方公共団体等の取組を広報することにより、他の地域への派生を促す。

（経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課、スポーツ庁健康スポーツ課、厚生労働省健康局健康課）

■工程表

	2020 年度	2021 年度	2022～2024 年度
取組 内容	(a)新規性が高く波及効果の見込まれる PFS/SIB 案件候補の組成支援および講演・セミナー等による関係者への情報提供の実施 (b)ヘルスケア産業創出のため、関係者の連携促進や、社会実装のための実証支援		

(自然と体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換)

vi 自然と体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換

(a)「Walkable City」の実現に資する以下の取組を推進する。

- ・コンパクト・プラス・ネットワークの取組の推進（立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の作成・実施の促進等）
- ・居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出
- ・安心して楽しめるウォーキング環境の整備、ウォークコースサイネージの整備等
- ・スマートシティとの連携（街中のビーコン等により取得した歩行軌跡データに基づく、快適な歩行空間の整備及び歩行活動の促進等）

（国土交通省都市局まちづくり推進課、都市計画課、総合政策局地域交通課、道路局環境安全・防災課、総務省情報流通行政局地域通信振興課、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当））

(b)自転車の活用を推進する。

- ・歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進することによる安全に自転車に乗れる環境の創出の促進
- ・シェアサイクルと公共交通機関との接続強化やサイクルポートの設置促進等によるシェアサイクルの普及促進
- ・「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト等の展開による自転車通勤の拡大（国土交通省道路局参事官）

(c)スポーツのしやすい公共空間づくりを推進する。

- ・公園の更なる活用によるスポーツがしたくなる環境整備（ウォークコースやサイクリングロードの設置、広場の芝生化、運動施設の設置等）
- ・廃校等の利活用により、新たなスポーツ環境の場を提供

（スポーツ庁健康スポーツ課、参事官（地域振興担当）、国土交通省都市局公園緑地・景観課）

■工程表

	2020 年度	2021 年度	2022～2024 年度
取組 内容	(a)「Walkable City」の実現に資する取組を推進		
	(b)自転車の活用の推進	更なる取組を推進	
	(c)多様な空間を活用した身近なスポーツ環境づくりに関する事例の周知		

(スポーツ・健康まちづくりを推進する基盤整備)

vii マインドチェンジとキャパシティビルディング

(a)首長も含めた地方公共団体職員をはじめとする関係者の意識改革や能力構築が不可欠であり、地方公共団体、民間企業、スポーツ団体等を対象とし、オンライン講習も含めたセミナー等により、スポーツ・健康まちづくりのノウハウや成功事例、モデルプランの普及を行う。

(スポーツ庁参事官(地域振興担当))

(b)現役アスリートとしての活動期から、選手としてのキャリアと並行して、引退後を含む人生設計全体を見据え、必要な教育を受けるなどの準備を行うこと、いわゆる「デュアルキャリア」の重要性に鑑み、アスリート向けのキャリア教育プログラムの普及、スポーツ団体、大学、企業などの関係者が情報共有等を行うコンソーシアムの運営等を通じて、アスリートのキャリア形成を支援する。

(スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当))

■工程表

	2020 年度	2021 年度	2022～2024 年度
取組 内容	(a)スポーツ・健康まちづくりに関連するセミナー等の実施	引き続き、内容を充実・改善しつつ、セミナー等を実施	
	(b)キャリア教育プログラムを活用した講習会実施、コンソーシアム運営、スポーツ人材に関する調査研究の実施	調査研究の成果を踏まえ、必要に応じて方針・体制を見直し	

viii スポーツ・健康まちづくりを推進する人材・組織の再構築及び連携の強化

(a)スポーツ・健康まちづくりの推進のためスポーツ部局だけではなく、首長部局・企画部局の関与とリーダーシップの下で、医療・介護・福祉部門や、実施環境を整備する部署、そして、インバウンドやツーリズムを含めた国際部署などの幅広い部署との連携が必要不可欠であり、スポーツの実施を量だけではなく質的にも向上させるため、関係部署との連携を促進する。

(スポーツ庁健康スポーツ課、参事官(地域振興担当)、国際課、厚生労働省健康局健康課)

(b)地域スポーツコミッションや総合型スポーツクラブ等について、複合的な事業

展開で自主財源を確保し地域への社会的効果や経済効果を創出する組織の在り方について検討を行い、必要な制度整備を実施する。

(スポーツ庁参事官(地域振興担当)、健康スポーツ課、学校体育室)

(c)スポーツ・健康まちづくりの更なる取組を促進するために必要となる施策を関係省庁と連携して検討・推進するためのスポーツ庁の体制の在り方を検討する。

(スポーツ庁政策課)

■工程表

	2020 年度	2021 年度	2022～2024 年度
取組 内容	(a)各部署の主催会議に他部署が出席する等、関係部署間の連携を促進		
	(b)組織の現状と課題を把握するとともに、今後の組織の在り方の検討に着手	前年度の検討状況を踏まえ、必要な施策を検討・実施	
	(c)スポーツ庁の体制の在り方について検討	検討結果を踏まえ適宜対応	